

## 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経過

### 1 開示の請求

異議申立人は、平成15年11月4日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「開示請求人が提出した平成15年9月22日付け広島県知事（総務企画部文書法制室）あての請願書を受け付けて以降の措置に関するすべての文書」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

### 2 請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、行政情報室が「平成15年9月22日付け請願書に係る措置に関するすべての文書」を対象となる行政文書として特定し、行政文書開示決定を行い、平成15年11月18日付けで異議申立人に通知した。また、文書法制室が「開示請求人が平成15年9月22日付けで提出の請願書を受け付けて以降の措置に関する文書」（以下「本件対象文書」という。）について、不存在であることを理由とする不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成15年11月14日付けで異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、実施機関が行った処分のうち、文書法制室が行った本件処分を不服として、平成15年12月2日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

なお、この異議申立ては行政不服審査法第48条において準用される同法第15条第1項に掲げる事項の一部が記載されていなかったため、平成15年12月16日付けで補正を命じたところ、同年12月21日付けで補正書が提出された。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取消し、全部開示の決定を求めるといふものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

文書法制室長は、本来は関係する部署の合議をもって方針を決定すべき処分を、自らの裁量権を乱用して請願書に対する対応措置の要否を決定したものであり、文書法制室長として、責任ある判断をした記録が全くないという処分は不自然で

ある。

理由説明書に「文書法制室長としては、請願書に係る措置文書を作成する必要がなく、また、作成もしていない」との記載があるが、自らの所掌事務に関する責任を放棄するものであり、平成15年8月12日付け行情第1号の決定書の起案文書によれば、「開示請求について文書法制室と協議し、氏名を記載しない請求書は、請求の意思がなく、請求たりえないものとして整理」とあり、文書法制室長は、広島県情報公開条例の解釈及び適用について判断した事実が明記されている。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明している内容を総合すると、本件処分を行った理由などについては、おおむね次のとおりである。

異議申立人からの平成15年9月22日付けの請願書(以下「請願書」という。)の内容は、異議申立人から平成15年7月8日付けで提起のあった異議申立てについて平成15年8月12日付けで知事が却下の決定(以下「却下決定」という。)を行ったことに対し、その決定の内容に関して説明を求めるものである。

ところで、当該異議申立ては、情報公開に関する判断を問うものであったため、情報公開に関する事務を所掌する行政情報室において却下決定の手続を行ったところである。

請願書は、却下決定に関する請願であり、あて先としては広島県知事藤田雄山様(総務企画部文書法制室)と記載されていたが、その内容から、却下決定の手続を行った行政情報室で処理することが適当と認められたため、行政情報室長に回付し、同室においてその処理がなされているところである。

したがって、文書法制室長としては、請願書に係る措置文書を作成する必要がなく、また、作成もしていない。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 請願書提出に至る経緯について

本件対象文書は、請願書を受け付けて以降の措置に関する文書である。

審査会で確認したところ、請願書が提出されるまでの経緯は、次のとおりである。

- (1) 平成15年6月4日、異議申立人は、情報公開の窓口(行政情報室)で、行政文書開示請求をしようとしたが、開示請求書に氏名等が記載されていなかったため、受け付けなかった。
- (2) (1)について、異議申立人から平成15年7月8日付けで、不作為の異議申立てが提起された。
- (3) (2)の異議申立てに対して、担当室である行政情報室は、平成15年8月12日付けで、匿名による開示請求は適法な請求(法令に基づく申請)とは認められない等の理由により、却下の決定を行った。
- (4) 異議申立人は、平成15年9月22日付けで却下決定について説明を求める旨の請願書を、文書法制室あてに提出した。

## 2 本件処分の妥当性について

本件対象文書は、行政情報室が行った却下決定について説明を求める旨の請願書を受け付けて以降の措置に関する文書のうち、文書法制室が保有しているものである。

実施機関は、請願書について、その内容から行政情報室が処理することが適当と認められたため、同室に回付し、文書法制室では文書を作成していないと説明している。

当審査会において、本件請求に対して行政情報室が開示した文書を見分したところ、「(平成15年)9月25日 文書法制室において内容から当室で処理することが適当であると判断したため、当室で受領することとした。」と記載されており、また、請願書の原本が行政情報室で保有されていることを確認した。このため、文書法制室が、請願書を行政情報室に回付したことは事実と認められる。

一方、文書法制室が行政情報室に請願書を回付するに当たって、何らかの文書が作成されなかったかが問題となり得るが、收受した文書を事務の所管部署に回付することを文書で行わなかったとしても特段不自然又は不合理であるとは言えない。

また、請願書を行政情報室に回付した後は、行政情報室にその処理を委ねているのであるから、文書法制室が何らかの文書を作成したとは考えられない。

したがって、本件対象文書が不存在であるため開示しなかったとする実施機関の判断は妥当であると認められる。

## 3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16 . 1 . 7	・ 諮問を受けた。
16 . 1 . 23	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
16 . 2 . 10	・ 実施機関から理由説明書を收受した。
16 . 3 . 3	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
16 . 4 . 12	・ 異議申立人から意見書を收受した。 ・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
18 . 10 . 20 (平成 18 年度第 6 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
18 . 11 . 29 (平成 18 年度第 7 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

今 井 光	弁護士
神 谷 遊	広島大学大学院法務研究科教授
真 田 文 人	弁護士
西 村 裕 三 ( 部 会 長 )	広島大学大学院社会科学研究科教授